

軽費老人ホーム利用料等取扱要綱

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、サービスの提供に要する費用、生活費及び居住に要する費用の合算額以下とする。

2 運営費助成基準額

サービスの提供に要する費用及び生活費の合算額を運営費とし、運営費の一部については、入所者の収入の状況に応じて助成を行うものとする。

運営費の助成基準額は、運営費から別表Ⅰ－２の本人からの運営費徴収額を差し引いた額とする。

3 サービスの提供に要する費用

(１) サービスの提供に要する費用（月額）は、別表Ⅰ－１のサービスの提供に要する費用（月額）に各種加算額等を加えた額とする。

(２) 各種加算額等

以下の各種加算額等については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用（月額）に合算すること。

ア ボイラー技士雇上費（月額）

ボイラー技士雇上費は、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、当該ボイラーを取り扱うためにボイラー技士の免許を受けた者を1年間継続して雇い上げることが明らかな施設を対象とし、201,500円を定員で除して得た額（月額）とする。

イ 入所者処遇特別加算（月額）

入所者処遇特別加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」（平成2年6月18日社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額（月額）とする。

$1,016,000\text{円の範囲内の額} \div \text{定員} \times 12$

ウ 単身赴任手当加算（月額）

単身赴任手当加算は、職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」（平成2年6月18日社施第87号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設を対象とし、同通知に掲げる額を当該施設の定員で除して得た額とする。

エ 民間施設給与等改善費（月額）

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する費用（月額）」、「ボイラー技士雇上費（月額）」、「入所者処遇特別加算（月額）」、「単身赴任手当加算（月額）」の合算額に、同通知に定めるところに準じて決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

4 生活費（月額）

生活費（食材料費、共用部分の光熱水費、調理員人件費及び建物維持管理費に限る。）は、施設が所在する地域の区分に応じ次の額とする。

地 域	1人当たりの額	冬期加算額 (11月から3月まで)
	円	円
甲 地	75,644	2,777
乙 地	73,204	2,338

(注) 「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」により「1級地—1及び1級地—2」又は「2級地—1及び2級地—2」に指定された市町村を、乙地とは「3級地—1及び3級地—1」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

5 処遇改善費助成基準額

職員の賃金引上げに要する経費を処遇改善費とし、助成を行うものとする。

この場合、処遇改善費助成基準額以上の賃金引上げを行い、かつ、賃金引上げ合計額の3分の2以上を、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる施設を助成対象とする。

処遇改善費の助成基準額は、次により算出した額から介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等処遇改善加算相当額を除いて得た額とする。

賃金引上げ職員数（常勤換算）×15,000円

6 居住に要する費用（月額）

(1) 居住に要する費用の設定及び支払い方式

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

(ア) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

(イ) 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

(ウ) 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する費用の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となることに鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入所者が一定の期間（20年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（20年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還すること。

(2) 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

7 特別運営関係

(1) 特別運営費は民間給与等改善費が適用されている施設を対象とし、施設の定員規模に応じ次の額（本人からの運営費徴収額（年額）を限度額とする。）とする。

定 員 規 模	年 額
人	円
10～19	40,000
20～29	50,000
30～39	70,000
40～49	90,000
50～60	110,000

(2) 対象経費

- ア 施設経営者等が実施する利用者及びその家族に対する説明会等の開催に要する経費
- イ 利用料改訂に伴う利用者との契約更新時の説得等に要する経費
- ウ 利用者からの要請等により行う環境整備等に要する経費
- エ 契約更新に係るトラブル等の対策費（弁護士の雇上費、利用料未納分への充当等）
- オ その他施設会計において支出できるあらゆる経費

(3) 経理の方法等

- ア 特別運営費は、サービスの提供に要する費用の実徴収額から充当するものとする。
- イ 別表Ⅰ－２の本人からの運営費徴収額（月額）には、特別運営費に相当する額は含まれないものとする。
- ウ 特別運営費は、減免した経費とみなし補助対象経理として取り扱うこと。
- エ 特別運営費は、施設会計から本部会計へ繰入れて支出することとし、施設会計においては、「利用者負担金収入」に「特別収入」の小区分を設け、「本部会計繰入金支出」に「特別運営費」の小区分を設け経理することとし、また、本部会計においては、「施設会計繰入金収入」に「特別収入」の小区分を設け、各々の支出に対応する勘定科目に「特別運営費」の小区分を設け経理する等その収支を明確にすること。

8 その他

1の「基本利用料」の他、入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用は、「軽費老人ホームにおける特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用の取扱いについて」（平成20年12月15日高対第822号。一部以下「特別なサービスに関する取扱い」という。）に基づき、当該費用に係る実費を入所者の負担とすることができるものであること。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8（2026）年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 令和4年度分の補助金に係る3（2）エ 民間施設給与等改善費（月額）の規定については、『「社会福

社施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」(昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知)』とあるのは、『「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて(昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知)(2 管理費特別加算分を除く。)」』とする。

附 則(平成24年3月29日改正)

この要綱は、平成24年度分の補助金から実施する、ただし、附則第2項の改正は、平成24年3月31日から適用する。

附 則(平成25年3月18日改正)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年10月21日改正)

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月26日改正)

この要綱は、平成27年度分の補助金から実施する、ただし、附則第2項の改正は、平成27年3月31日から適用する。

附 則(平成30(2018)年3月27日改正)

この要綱は、平成30(2018)年度分の補助金から実施する、ただし、附則第2項の改正は、平成30(2018)年3月31日から適用する。

附 則(令和元(2019)年9月27日改正)

この要綱は、令和元(2019)年10月1日から適用する。

附 則(令和2(2020)年3月24日改正)

この要綱は、令和2(2020)年度分の補助金から実施する、ただし、附則第2項の改正は、令和2(2020)年3月31日から適用する。

附 則(令和4(2022)年3月25日改正)

この要綱は、令和4(2022)年度分の補助金から実施する、ただし、附則第2項の改正は、令和4(2022)年3月31日から適用する。

附 則(令和4(2022)年10月28日改正)

この要綱は、令和4(2022)年度分の補助金から実施する。

附 則（令和 5（2023）年 3 月 24 日改正）

この要綱は、令和 5（2023）年度分の補助金から実施する、ただし、附則第 2 項の改正は、令和 5（2023）年 3 月 31 日から適用する。

附 則（令和 6（2024）年 1 月 29 日改正）

この要綱は、令和 6（2024）年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6（2024）年 11 月 1 日改正）

この要綱は、令和 6（2024）年 8 月 1 日から適用する。

別表 I

軽費老人ホーム基本利用料

1 サービスの提供に要する費用（月額）

（1）単独設置

取扱定員	金 額
人	円
20	102,530
21—30	59,760
31—40	48,900
41—50	40,540
51—60	30,080

介護職員1名を配置しない場合

取扱定員	金 額
人	円
20	81,400
21—30	45,070
31—40	38,330
41—50	32,090
51—60	23,040

（2）併設設置

取扱定員	金 額
人	円
10—14	106,950
15—19	62,680
20—29	57,850

介護職員1名を配置しない場合

取扱定員	金 額
人	円
10—14	64,690
15—19	34,000
20—29	36,920

（3）特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合

ア 共通職員（単独設置）

取扱定員	金 額
人	円
20	48,370
21—30	23,630
31—40	11,260
41—50	10,350
51—60	5,020

イ 共通職員（併設設置）

取扱定員	金 額
人	円
10—14	0
15—19	0
20—29	3,720

ウ 一般入所者に対する介護職員（単独・併設共通）

一般入所者数	金 額
人	円
20	32,480
21—30	21,220
31—40	26,450
41—50	21,120
51—60	17,600

（注）上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、アの「共通職員（単独設置）」又はイの「共通職員（併設設置）」によるものを、また、それ以外の一般入所者については、ア又はイにウの「一般入所者に対する介護職員」を加えたものをサービスの提供に関する費用とする。

2 本人からの運営費徴収額（月額）

対象収入による 階層区分		金 額	
		甲 地	乙 地
		円	円
1	100,000円以下	56,610	54,170
2	100,001円～	56,610	54,170
3	200,001円～	56,610	54,170
4	300,001円～	56,610	54,170
5	400,001円～	56,610	54,170
6	500,001円～	56,610	54,170
7	600,001円～	56,610	54,170
8	700,001円～	56,610	54,170
9	800,001円～	56,610	54,170
10	900,001円～	56,610	54,170
11	1,000,001円～	56,610	54,170
12	1,100,001円～	56,610	54,170
13	1,200,001円～	56,610	54,170
14	1,300,001円～	56,610	55,430
15	1,400,001円～	63,940	63,860
16	1,500,001円～	72,380	72,300
17	1,600,001円～	80,820	80,740
18	1,700,001円～	89,250	89,170
19	1,800,001円～	96,090	93,660
20	1,900,001円～	99,120	96,690
21	2,000,001円～	104,150	103,100
22	2,100,001円～	110,720	110,640
23	2,200,001円～	118,250	118,170
24	2,300,001円～	125,780	125,700
25	2,400,001円～	133,310	133,230
26	2,500,001円～	140,820	140,730
27	2,600,001円～	148,320	148,240
28	2,700,001円～	155,830	155,750
29	2,800,001円～	163,330	163,250
30	2,900,001円～	170,840	170,760
31	3,000,001円～	178,350	178,270
32	3,100,001円以上	全 額	全 額

(注) 1 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

2 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の(1)「「前年」の対象収入の取扱い」、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じて取扱うこと。

3 本人からの運営費徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。

ただし、その額が、サービスの提供に要する費用（ボイラー技士雇上費、入所者処遇特別加算、単身赴任手当加算、総合防災対策強化推進費、民間施設給与等改善費を含む）及び生活費の合算額を超えるときは、当該額を本人からの運営費徴収額（月額）とする。

- 4 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が80万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの運営費徴収額(月額)については、上記表の額から3,000円減額した額を本人からの運営費徴収額(月額)とする。

別表Ⅱ

軽費老人ホームA型基本利用料

1 サービスの提供に要する費用（月額）

単独設置

一般 入所者数	金 額
50人	円 82,360

2 本人からの運営費徴収額（月額）

対象収入による階層区分		本人からの運営費徴収額(月額)
		円
1	100,000円以下	62,260
2	100,001円～	62,260
3	200,001円～	62,260
4	300,001円～	62,260
5	400,001円～	62,260
6	500,001円～	62,260
7	600,001円～	62,260
8	700,001円～	62,260
9	800,001円～	62,260
10	900,001円～	62,260
11	1,000,001円～	62,260
12	1,100,001円～	62,260
13	1,200,001円～	65,220
14	1,300,001円～	73,650
15	1,400,001円～	82,090
16	1,500,001円～	90,530
17	1,600,001円～	95,670
18	1,700,001円～	98,710
19	1,800,001円～	106,190
20	1,900,001円～	113,780
21	2,000,001円～	121,340
22	2,100,001円～	128,870
23	2,200,001円～	136,400
24	2,300,001円～	143,930
25	2,400,001円～	151,460
26	2,500,001円～	158,970
27	2,600,001円～	166,470
28	2,700,001円～	173,980
29	2,800,001円～	181,480
30	2,900,001円～	188,990
31	3,000,001円～	196,480
32	3,100,001円～	203,980
33	3,200,001円～	211,470
34	3,300,001円～	218,970
35	3,400,001円以上	全額

- (注) 1 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 2 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じて取扱うこと。
- 3 本人からの運営費徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。
- ただし、その額が、サービスの提供に要する費用（ボイラー技士雇上費、入所者処遇特別加算、単身赴任手当加算、総合防災対策強化推進費、民間施設給与等改善費を含む）及び生活費の合算額を超えるときは、当該額を本人からの運営費徴収額（月額）とする。
- 4 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が80万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの運営費徴収額（月額）については、上記表の額から3,000円減額した額を本人からの運営費徴収額（月額）とする。